

横浜市を含む『東京圏』を国家戦略特別区域に 指定する閣議決定がなされました。

国家戦略特別区域については、平成26年3月28日に、横浜市を含む東京圏など、全国6区域とする案が発表されました。

本日4月25日に、この6区域を国家戦略特別区域とすることが閣議決定されましたので、お知らせします。

なお、5月1日に、国家戦略特別区域法に基づき、政令が施行される予定です。

1 東京圏の区域

千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域

2 横浜市が提案した取組について

国家戦略特別区域法に盛り込まれた規制緩和項目に該当する取組は、次の2つです。

- (1) 国際的ビジネス拠点形成に向けた横浜駅周辺地区のリノベーション（横浜市独自提案）
容積率の緩和等を活用し、民間ビルの建替え事業を促進することで、横浜駅周辺を国際的ビジネス拠点としてリノベーション。
- (2) 横浜市大臨床研究ネットワークによる高度医療の開発促進（神奈川県・横浜市・川崎市による3縣市共同提案）
横浜市立大学を中心に、臨床研究症例数を増加させるための病院間ネットワークを形成。そのための病床配分の特例等を規制緩和で実現。

3 今後の流れ

今後、国家戦略特別区域担当大臣、地方自治体の首長、民間事業者で構成される特区ごとの国家戦略特別区域会議が設置される予定です。

横浜市内で実施する事業については、この区域会議において、具体的な区域計画を作成する中で、決めていくこととなります。

<林 文子 横浜市長コメント>

今回の指定を、必ず、横浜のさらなる飛躍に向けた大きなチャンスとして活かしていきます。特区での規制緩和や制度改革を最大限に活かし、国・民間事業者の皆様と御一緒に、横浜の経済成長を日本の経済成長につなげるよう、取組を進める決意です。

ことに、横浜市の独自提案である「都市のリノベーション」では、横浜駅周辺地区の容積率緩和を活かし、大規模なリノベーションを加速させます。これにより、みなとみらい21地区と隣接する横浜駅周辺にも、グローバル企業を多数誘致し、横浜都心部を国際的なビジネス拠点としていきます。

3縣市共同提案「ライフイノベーション」では、病床規制の緩和を有効に活かすため、横浜市立大学を中心とした病院ネットワークを形成し、臨床研究症例数を増加させ、研究成果をスピーディーに実用化できるようにしていきます。

お問合せ先

経済局成長産業振興課	担当課長	守屋 喜代司	Tel 045-671-4600
政策局政策課	担当課長	岩岡 敏文	Tel 045-671-3203

国家戦略特別区域及び区域方針

平成 26 年 5 月 1 日
内閣総理大臣決定

I. 東京圏

1. 対象区域

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市

2. 目標

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<雇用・労働>

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】
- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】

<歴史的建築物の活用>

- ・ MICE に伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

<その他>

- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）